

2012年7月5日

エコマーク商品類型 No.117「複写機 Version2.11」、No.122「プリンタ Version2.8」  
認定基準の部分的な改定について

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

1. 改定の趣旨

複写機・電子写真方式のプリンタ基準については、ドイツ「ブルーエンジェル」のRAL-UZ122に準拠して、揮発性有機化合物の基準を設定している。待機時のTVOCの測定において、カラーモード時の記載方法がRAL-UZ122と違いがあることが判明したため、修正を行うこととした。

2. 改定箇所

No.117「複写機 Version2.11」、No.122「プリンタ Version2.8」(B.電子写真方式)基準改定(案)  
<改定箇所のみ抜粋> (下線部を追加)

4-1-6 粉塵、オゾン、揮発性有機化合物(VOC)

(30)機器の複写動作中の総揮発性有機化合物(TVOC)、スチレンおよびベンゼンの放散について表2を満足すること。(以下、省略)

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および4-1-6(28)の【証明方法】に記載する証明書類を提出すること。

表2 粉塵、オゾン、VOCの放散に関する基準

		放散速度(mg/h)		測定方法		
対象物質		白黒	カラー	ブルーエンジェル(RAL-UZ122:2006)の 付録2に記載するもの		
(28)	粉塵	≤ 4.0	≤ 4.0			
(29)	オゾン	≤ 1.5	≤ 3.0			
(30)	TVOC	動作中	≤ 10		≤ 18	
		待機中	自立		≤ 2.0	<del>≤ 2.0</del>
			卓上		≤ 1.0	<del>≤ 1.0</del>
	スチレン		≤ 1.0		≤ 1.8	
ベンゼン		<0.05	<0.05			

3. 改定日：2012年7月5日

以上